

企業年金積立のイメージ

月額掛金6千円の場合
(全額会社負担)

モデル一時金
364万円

掛金の累計額と2.0%の利息の
合計額

モデル年金
月額1.8万円(20年確定の場合)

加入
(25歳)

退職
(60歳)

5年 10年 15年 20年

モデル一時金、年金月額、25歳加入、60歳脱退の場合の概算額。給付額に付利する利息は2.0%。
25歳新規加入モデルであり、現在加入者の受取額とは異なります。
厚生年金被保険者であれば65歳まで加入は可能です。
月額掛金は、会社によって異なります。

【受給資格】

一時金:3年以上加入
年金:20年以上加入

【受給方法】

一時金、年金(5年、10年、15年、20年)から本人が選択可能
(注)受給期間を長くすると、年金月額は少なくなります。

年金の受給開始年齢

60歳未満脱退:60歳
60歳以上脱退:65歳

受取り時の優遇税制

一時金:退職所得控除
年金:公的年金等控除

掛金(積立金)の設定方法

事業所としての掛金（1口1,000円、上限はありません。）を決めていただき「定額」または「給与ランク別」のいずれかの方法をご選択いただきます。口数の増口は随時可能ですが、減口は加入者の同意等の手続きが必要です。

方 法	内 容																																
定 額	<p>全員一律の掛金になります。 事業所の合計掛金は、「一律の掛金×加入者数」です。 (例) 加入者20人、6口加入 全員が6,000円の掛金になります。 事業所の合計掛金は、6,000円×20人=120,000円です。</p>																																
給与ランク別	<p>加入者毎に毎年9月時点で確定された厚生年金保険の「標準報酬月額」を基金独自のランクに区分し、ランクに基づく係数を口数にかけて掛金を計算します。途中入社の方は、入社時の標準報酬月額を基金独自のランクに区分し、同様に計算します。掛金は1年間（10月分～翌年9月分）変更しません。事業所の合計掛金は、加入者毎の掛金の合計です。 (例) 事業所として6口加入した場合、標準報酬月額20万円の加入者の掛金は3,000円です。 標準報酬月額38万円の加入者の掛金は6,000円です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準報酬月額</th> <th>係数</th> <th>掛 金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22万円未満</td> <td>0.500</td> <td>6,000×0.500=3,000</td> </tr> <tr> <td>22万円以上27万円未満</td> <td>0.625</td> <td>6,000×0.625=3,750</td> </tr> <tr> <td>27万円以上32万円未満</td> <td>0.750</td> <td>6,000×0.750=4,500</td> </tr> <tr> <td>32万円以上37万円未満</td> <td>0.875</td> <td>6,000×0.875=5,250</td> </tr> <tr> <td>37万円以上42万円未満</td> <td>1.000</td> <td>6,000×1.000=6,000</td> </tr> <tr> <td>42万円以上47万円未満</td> <td>1.125</td> <td>6,000×1.125=6,750</td> </tr> <tr> <td>47万円以上52万円未満</td> <td>1.250</td> <td>6,000×1.250=7,500</td> </tr> <tr> <td>52万円以上57万円未満</td> <td>1.375</td> <td>6,000×1.375=8,250</td> </tr> <tr> <td>57万円以上</td> <td>1.500</td> <td>6,000×1.500=9,000</td> </tr> </tbody> </table>			標準報酬月額	係数	掛 金(円)	22万円未満	0.500	6,000×0.500=3,000	22万円以上27万円未満	0.625	6,000×0.625=3,750	27万円以上32万円未満	0.750	6,000×0.750=4,500	32万円以上37万円未満	0.875	6,000×0.875=5,250	37万円以上42万円未満	1.000	6,000×1.000=6,000	42万円以上47万円未満	1.125	6,000×1.125=6,750	47万円以上52万円未満	1.250	6,000×1.250=7,500	52万円以上57万円未満	1.375	6,000×1.375=8,250	57万円以上	1.500	6,000×1.500=9,000
標準報酬月額	係数	掛 金(円)																															
22万円未満	0.500	6,000×0.500=3,000																															
22万円以上27万円未満	0.625	6,000×0.625=3,750																															
27万円以上32万円未満	0.750	6,000×0.750=4,500																															
32万円以上37万円未満	0.875	6,000×0.875=5,250																															
37万円以上42万円未満	1.000	6,000×1.000=6,000																															
42万円以上47万円未満	1.125	6,000×1.125=6,750																															
47万円以上52万円未満	1.250	6,000×1.250=7,500																															
52万円以上57万円未満	1.375	6,000×1.375=8,250																															
57万円以上	1.500	6,000×1.500=9,000																															

退職金の必要な最小部分を積み立てるのに適した方式です。掛金変更手続きが不要です。

加入者の給与水準に連動した金額を積み立てる方式です。年1回掛金変更の手続きをして頂きます。

モデル給付額(概算額)

月額掛金 6 千円 (6 口) 加入の場合の概算額です。
 年金月額、退職年齢が 45 歳、55 歳、60 歳の方は 60 歳支給開始時、退職年齢が 65 歳の方は 65 歳支給開始時の金額です。

退職年齢	加入期間	掛 累 計 金 額	退 職 時 一 時 金 額	年金受給開始時の年金原資	20年確定年金月額 (受取総額)
35歳	10年	72万円	80万円	—	(一時金のみ)
45歳	20年	144万円	177万円	238万円	1.2万円 (288万円)
55歳	30年	216万円	295万円	326万円	1.6万円 (395万円)
60歳	35年	252万円	364万円	364万円	1.8万円 (441万円)
65歳	40年	288万円	439万円	439万円	2.2万円 (533万円)

<モデル給付額の前提>

25歳加入、積立期間中・待期期間中(退職から年金受給開始まで)・年金受給期間中の給付額に付与する利息2.0%。

年金は、5年、10年、15年、20年の確定年金があります。年金月額は変動しません。

一時金額、年金原資、年金月額、受取総額は概算額であり、この金額を保証するものではありません。